

～無利息貸付けによる税務調整～

法人が金銭を貸し付ける場合、関連会社間で資金を融通したり、または社長が資金を会社から引き出すために会社からの借入れの形をとるケースなどが考えられますが、その場合に利息を設定していないと税務上は利息相当額について、各種の税務調整の対象となるため注意が必要です。

1. 金銭の無償貸付け

法人が金銭を貸し付け、利息を収受しない場合、会計上は受取利息を計上しなかったとしても、税務上は利息が発生しているものとして取り扱われます。この場合の仕訳イメージは次の通りとなります。

<会計上の仕訳>	
(貸付金) ×××	(現預金) ×××
<税務上の追加仕訳>	
(費用) ×××	(受取利息) ×××

このように、受取利息と同額の費用が発生し、この（費用）部分について状況に応じた税務調整の対象になることがあります。

ここでは税務調整が生じるいくつかのケースをご紹介しますと思います。

2. 役員・従業員との取引の場合

会社の資金を役員や従業員の方に対して無利息で貸し付けた場合、その利息部分を経済的利益として提供しているとみなされ上記仕訳の（費用）部分は給与として捉えられます。

(1) 役員給与の損金不算入

貸付けの相手方が役員であった場合は、役員給与の損金不算入の規定の適用があることも想定されますが、当該経済的利益は「経済的に供与される経済的利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの」として、定期同額給与に該当し損金の額に算入されることとなります。

ただしその利息相当額が不相当に高額になる場合には損金不算入となる金額が発生する可能性があるため注意が必要です。

(2) 源泉徴収

会社が役員や従業員に資金を無利息で貸し付ける場合、通常の利息相当額の現物給与の支給があった

**Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.34 Oct'17**

ものとして取り扱われますので、会社はその現物給与について源泉徴収する必要が生じます。
この場合の給与相当額は次の利率により算出した金額とされています。

- (1) 会社が他から借り入れて貸し付けた場合・・・その借入金の利率
- (2) その他の場合・・・貸付けを行った日の属する年に応じた次に掲げる利率
 - 平成 14 年から 18 年中に貸付けを行ったもの・・・4.1%
 - 平成 19 年中に貸付けを行ったもの・・・4.4%
 - 平成 20 年中に貸付けを行ったもの・・・4.7%
 - 平成 21 年中に貸付けを行ったもの・・・4.5%
 - 平成 22 年から 25 年中に貸付けを行ったもの・・・4.3%
 - 平成 26 年中に貸付けを行ったもの・・・1.9%
 - 平成 27 年から 28 年中に貸付けを行ったもの・・・1.8%
 - 平成 29 年中に貸付けを行ったもの・・・1.7%

会社が無利息で金銭を貸し付けていた場合には、上記の利率により算出した利息相当額の全額が、これよりも低額な利息を支払っている場合には、その支払額との差額が給与の額とされ源泉徴収の対象になることとなります。

3. 法人との取引の場合

法人に対して金銭を無償で貸し付けた場合にはその利息相当額の経済的利益を無償で供与しているとみなされ（費用）部分は寄附金として捉えられます。

(1) 通常の人間取引の場合

会社の資金を他の法人に無利息で貸し付ける場合、経済的利益部分は寄附金として取り扱われることとなります。寄附金については損金不算入の取り扱いの対象になりますが、通常の人間取引の場合には次の一般寄附金の損金算入限度額の範囲内であれば、損金の額に算入されます。

一般寄附金の損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4}$$

ただし、無利息貸付けが業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので、合理的な再建計画に基づくものである等の理由がある場合には寄附金には該当しないものとされています。

Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.34 Oct'17

(2) 完全支配関係がある会社との取引の場合

完全支配関係とは下記に定義される関係をいいます。

一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下「当事者間の完全支配の関係」という。）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係（法人税法第二条十二の七の六）

ここでは完全支配関係についての詳しい解説は割愛させていただきますが、100%の資本関係で結ばれた法人同士には完全支配関係があるといえます。当該法人間において金銭を無利息で貸付けた場合には(1)の寄附金の損金不算入について別の取り扱いとなります。

なお、この取扱いは「法人による」完全支配関係がある法人間の取引について適用があり、「個人による」完全支配関係がある法人間の取引である場合には適用はありません。

① 貸付側の法人の場合

完全支配関係がある法人間で金銭の貸付けを行った場合、(1)の場合と異なり、利息相当額全額が寄附金の損金不算入の適用を受けることとなり、損金に算入されないこととなります。ただし、業績不振の子会社等を支援するための無利息貸付である場合には(1)と同様に寄附金には該当しないものとして、損金の額に算入されることとなります。

② 借入側の法人の場合

借入側の法人について金銭を無利息で借り入れた場合の仕訳イメージは下記のようになります。

<会計上の仕訳>**(現預金) ×××****(借入金) ×××****<税務上の追加仕訳>****(支払利息) ×××****(受贈益) ×××**

(注) 10月25日に掲載した記事につき上記仕訳部分を訂正しております

完全支配関係のない法人間の取引の場合には、このときの(受贈益)と(支払利息)は相殺され、所得に影響はありませんが、完全支配関係がある法人間の取引の場合には、貸付側の法人で寄附金とみなされ損金不算入の取り扱いを受けたものについては、借入側において、対応する受贈益を全額益金不算入とする取り扱いになります。よって、貸付側の法人と借入側の法人を一つのグループ法人としてみた場合、全体での所得には影響がないこととなります。

ただし①であげたように貸付側の法人において子会社支援損として寄附金に該当しないものとされた場合には、借入側の法人においても受贈益の益金不算入の取り扱いはありません。

Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.34 Oct'17

4. まとめ

無利息により会社の資金を貸し付ける場合、会計上の処理では受取利息を認識しないことも多いかと思いますが、今回ご紹介した税務調整は、会社の帳簿上どのような会計処理を行っていたとしても同様の取り扱いを受けることとなります。

グループ内の関連会社や役員、従業員などに対して資金を融通するときにも、このような認定利息の税務リスクを認識し対策を立てておくことが望ましいといえます。

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <http://www.epcs.co.jp>